

DQS 審査・認証規程

1 認証および審査サービス

1.1 適用範囲 rendered

DQS 審査・認証規程（規程）は、DQS ホールディングス、関連会社、または 関連会社の代理店（DQS ならびに DQS グループも含む）とお客様（組織/個人を問わず）の間で、全てのオファー または/もしくは サービス、そして契約関係を結ぶことになる全ての業務に対し、審査、認証審査サービスの提供、受領に適用されます。

最新の DQS グループ会社のリストは、<https://dqsglobal.com/intl/>で確認できます。

本規程は国際的規格、または国内の規格に基づく全てのシステム認証に適用されます。

これには、民間規格や EU 指令または国内法令に基づく製品認証、規制対象外の基準文書や仕様書、要求事項、技術規定に基づく製品・サービス認証なども含むものとします。

本規程は、書面で別途明示的に合意した場合、あるいは 法的手段で決定された場合を除き、認証および審査のすべてのステージに適用されます。そのステージには、サービスのご提案、見積、契約、受発注、スケジューリング および DQS とお客様との間で締結された追加契約を含みます。

この審査・認証規程は、この発行をもって直ちに効力が発生し、別途の改訂があるまで有効です。

英語の最新版の規程の掲載場所は次の通り [https://dqsglobal.com/intl/about/](https://dqsglobal.com/intl/about/accreditation-and-notification/dqs-group-auditing-and-certification-rules)

[accreditation-and-notification/dqs-group-auditing-and-certification-rules](https://dqsglobal.com/intl/about/accreditation-and-notification/dqs-group-auditing-and-certification-rules) また、要望があれば各 DQS オフィスから入手することも可能です。

お客様に登録証を発行する際、DQS は適切な管理と技量のもと、審査登録機関 DQS としての該当する実施規則に基づき、サービスを提供します。DQS が審査登録機関としてお客様に対して、サービスの提供を開始するにあたり、実施規則のコピーと、修正が行われた場合はその都度改訂版が発行されるたびに入手可能にするものとします。

1.2 用語の定義

- 「お客様」とは、DQS の認証または審査サービスを受けることを求めている法人または個人を言います。これには、代表者とその代理人を含みます。
- 「DQS」とは、世界中の DQS グループの構成員を指します。その DQS グループには、お客様に対し、自らの名称で、または審査登録機関 DQS の代理として、審査をおよび認証サービスを提供する子会社、提携業社、パートナー企業またはその代理企業などが含まれます。
- 「審査登録機関 DQS」が意味するのは、認証ならびに該当する登録証を発行する権限を持つ全ての DQS 法人を意味します。
- 「実施規則」とは、該当する認証プログラムに関して審査登録機関 DQS が発行する実施規則を意味します。
- 「認証機関」とは、審査登録機関の任命や管理監督する権限を持つ組織（公的なもの民間のものに関わらない）を意味します。
- 「Audits(審査)」というのは、客観的証拠を得るため、また定義された基準をどの範囲で満たしているか決めるために客観的に証拠を評価するためのシステムチックな DQS の活動を指し、Assessment（アセスメントとも言います）。
- 「審査員」とは、審査員およびテクニカルエキスパートを意味し、これらの者が DQS グループを代表し認証および 審査プロセスにあたります。

1.3 審査および認証サービス

DQS のような、独立の、能力のある第三者機関がマネジメントシステム、プロセスまたは商品の審査および認証を行うことは、お客様にとって価値のあることだと考えます。DQS の登録証は、適切で有効なマネジメントシステム、プロセス または 適合品であることの証明であり、お客様の期待に持続的に答え、法的要求事項を満たしていることの証明です。

審査中は、認定資格を持つ経験豊かな審査員が、マネジメントシステムとそのプロセスまたは商品を、絶えず変化するマーケットと環境に照らし、常に適切で有効であることをレビューします。審査員は、改善の機会を特定することにより、組織の能力を決められた目標・目的に達成するよう高めます。また、そのことによりお客様の持続的な成功を促進します。

DQS の登録証は、組織及び認証されたマネジメントシステム、プロセスまたは商品に対してお客様に確信を与えるものであり、認知された規格・仕様に基づき審査され認証されたことを示します。

1.4 契約と取引の条件

お客様と DQS 間で締結される契約には、DQS 審査と認証規程、そして、該当する場合、申請書、見積、見積の受領書、実施規則、DQS の認証マークの条件と各国、各地域のビジネス条件、または取引条件が含まれます。各国のビジネスの条件や取引条件には、各国の法的な要求事項を考慮に入れ、法的代表、管轄権、義務、税金、支払い方法などを含むこともあります。契約書には、DQS とお客様の間の個別の同意書を含む場合がありますが、DQS の審査と認証規程を必ず取り入れ、参照するものとして加えるものとします。

別段の規定がある場合を除き、書面での申請がなく契約書に変更を加えた場合は無効となります。

1.5 審査登録機関 DQS との契約上の関係

他の DQS 審査登録機関の権威のもと、または認証のもと DQS オフィスがサービス提供するときには常に、その法人の名代または代理として役割を持つものとします。申込書/見積書には、該当する審査登録機関 DQS の指定があり、ローカルの契約書の受領書と署名が、お客様と審査登録機関 DQS の法的につなぐ契約書となります。サービスの提供と認証登録を顧客に提供した場合に料金を課し、請求書を発行する権利を代理店は有していますが、認証登録の責任と特別認証のオペレーションの管理は、常に審査登録機関 DQS に残るものであり、審査登録機関 DQS は認証登録に関する決定（承諾、否認、認証の継続、登録範囲の拡大または縮小、更新、一時停止、一時停止からの復元、登録の取消）に対しての責任と権限を保持するものとします。

2. 認証プロセス

DQS は、お客様のマネジメントシステム、プロセス、商品又はその一部を、当該システムの有効性を含めて合意された要求事項（国際的あるいはその国固有あるいはセクター毎の規格あるいは仕様など）への適合性を判断することを最終目標として評価します。この認証プロセスには、単一あるいは複数のステップがあり、通常、審査結果を文書化した審査報告書を提出することで終了します。認証サービスの場合は、審査登録機関 DQS は適用要求事項がすべて満たされていることが明確な場合に、その要求事項に適合していることを確認しているというお客様ごとの登録証を発行します。

個々の規格又は仕様の要件に対する不適合が審査中に確認された場合、指定された時間の範囲内で、お客様が是正

処置を計画および実施しなければいけません。登録証は、適切な是正処置が効果的に展開された後にしか発行できないものとします。登録証には登録範囲と有効期限が明記されます。

ほとんどの審査指摘事項は、マネジメントシステム、プロセスや商品のシステムの効果的な実施及び準拠を示す確かな証拠になることを目的として、サンプリングプロセスに基づいています。審査チームによりレビューされなかった肯定的、または否定的な更なる業務の側面が存在する可能性があります、その潜在的な影響及び指摘の範囲を調査し評価するのは、組織側の責任です。従って、組織は該当する規格への準拠を継続的に確実にします。遵守違反があった場合は、DQS は責任を負いません。

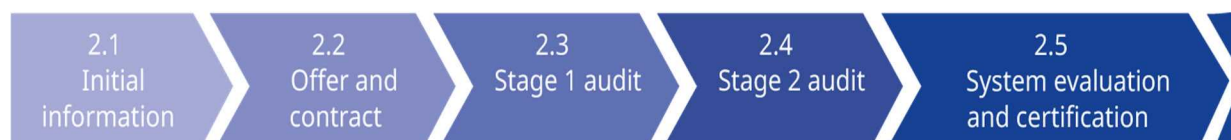
DQS は、審査においては、独立しており、中立的で、かつ客観的な立場をとります。審査は、通常はお客様の事業の行われている場所（オンサイト）において行い、リモートの審査活動（オフサイト）で部分的に行ったり、置換えたり、捕捉することがあります。手続の種類、範囲、及びタイムスケジュールは、両当事者による個別の合意に従うこととします。DQS は、お客様の敷地内で審査を実施する間、ビジネスプロセスへの障害を最小にするよう努めます。

認証プロセスは通常以下のステップを含むものとします。

2.1 プロセスはお客様のニーズと期待から始まります。DQS はお客様の組織、マネジメントシステム、業務の規模と種類について知りたいと考えています。お客様と DQS は、審査および認証について、適用規格・仕様を含め目的を明確にします。

2.2 DQS は審査および認証サービスに関する詳細のご提案を提示します。お客様ごとに当初の情報に基づいて提案を作成します。契約書には、審査に関連するすべての情報と、適用される審査および認証基準が明記されます。

2.3 Stage1 審査：認証手順事態は、システム文書や目標やマネジメントレビュー および 内部監査の結果のレビューと評価で始まります。このプロセスでは、お客様のマネジメントシステムが十分に展開されているか、認証のための準備が完了しているかどうかを判断します。審査員は、指摘事項を説明し、Stage 2 審査に備えて必要な活動を調整します。プロセスと商品の認証登録には、Stage 1 審査は通常適用されません。



2.4 Stage 2 審査：指名された審査チームが、顧客の製造やサービスの提供の現場を直接、または リモート審査技術を使用して、顧客のマネジメントシステム、プロセス または 商品を審査します。定められたマネジメントシステムの適用規格・仕様に従い、審査チームはすべての機能分野とすべてのマネジメントプロセスを評価します。これは、観察、検査、インタビュー、関連する記録のレビューおよび他の審査手法により行われます。認証の推薦と全ての指摘事項を含む審査結果は、終了ミーティングで顧客に示し、書面の報告書にも含めます。要求されるアクションプランは、必要に応じ合意されます。

2.5 システム評価：審査登録機関 DQS の該当する認証機能が、審査プロセスとその結果を評価し、登録証の発行を客観的証拠に基づき独自に決定します。審査チームによって提供され、報告書として文書化された推奨事項は、審査登録機関 DQS を拘束するものではなく、登録証を発行する決定は、審査登録機関 DQS の独自の裁量によるものとなります。お客様は審査結果を文書化した審査報告書を受領します。該当する要求事項がすべて満たされた場合、お客様は登録証も受けとります。

2.6 継続審査：半年あるいは最低 1 年に 1 回、マネジメントシステムの主要な部分の審査が行われます。継続的改善と有効性の維持に焦点をあて、改善の機会が特定されます。商品の認証登録に関しては、一年ごとの更新審査が継続審査の代わりになります。

2.7 更新審査：登録証には、一定の有効期限があり、通常最長で 3 年間有効です。各サイクルの終わりに、適用された要求事項が継続的に満たされていることを確実にするため、更新審査が行われます。要件を満たしている場合、新しい登録証が発行されます。セクター特有の規格、またはプロセスや商品の認証登録に関しては、明文化した登録プロセスは異なります。

3 お客様の権利義務

3.1 マネジメントシステムの維持/プロセスと商品の適合

登録証の取得と維持のため、お客様は選択した規格または仕様を満たす文書化されたマネジメントシステムを導入し維持しなければなりません。プロセスや商品の認証登録に関しては、お客様は継続して適合することに責任を持たなければなりません。お客様は、審査を受けるマネジメントシステム、プロセスまたは商品の適合性と有効性の証拠を、審査チームによる審査の際、提示しなければなりません。お客様はそのマネジメントシステム及び/または商品が適合性と有効性を常に維持していることを確実にするため、必要な全てのアクションを取らなければなりません。

お客様は認証登録を受けているプログラムに関して、お客様に影響のある変更や、新しい要求事項、更新された要求事項全てに関して通知を受けることとなります。製造が進行中の商品に対して認証登録をする場合、認証登録を受ける商品がシステム、または製造の要求事項を満たしている事を、お客様は確実にしなければいけません。DQS は、変更の実施をお客様が必要な変更を確実にしていることと、登録認証プロセスにおいて必要な方策をとっていることを検証しなければなりません。

3.2 開示義務

お客様は、DQS が苦情調査を含む審査 及び 評価業務を遂行するためにすべての必要な情報（文書 及び 記録）、

要員、必要な施設（関連設備、場所、区域）にアクセスできるよう、必要なすべての手配を行います。製品認証の場合、関連する下請業者へのアクセスも含まれます。DQS は、本業務の全部または一部の履行を代理人または下請業者に委任することができ、お客様は、DQS が当該業務の遂行に必要なすべての情報を代理人または下請業者に開示する権限を付与する。お客様は、指名されたすべての代表者 及び 従業員に対し、審査 及び 評価に重要な影響を及ぼす可能性のあるすべてのプロセスに関する正確かつ完全な情報 及び 客観的証拠を適時に審査チームに提供することを約束する。お客様は、検証された客観的証拠を収集・記録し、審査文書に添付することに同意します。認証されたマネジメントシステム、プロセス及び／または製品の範囲内において、苦情 及び その是正処置に関するすべての記録は、要求に応じて DQS に提示されるものとしします。

3.3 変更があった場合および特別な事象の際の通知

認証を受けたマネジメントシステム、プロセスまたは認証を受けた商品に影響を及ぼす可能性のある変更について、お客様は、DQS に対して早急に通知する義務を負います。これは、特に、会社の全部又は一部の買収／売却、所有権の変更、作業領域の変更、工程の根本的変更、管轄の規制当局の関与、破産または和解手続なども含めた重大な規程違反／法的義務違反などに適用され、いずれの場合でも、DQS はお客様と協議の上、認証を維持する方法について決定します。

商品のリコールが生じた場合、お客様はただちに DQS に通知をする義務があります。

個々の認証登録の規格と規程により適用期限など異なる期間などが適用されます。仕様に関しては、該当する規格および 適用される規程に記載しています。

3.4 審査の独立性

お客様は、DQS の従業員及び審査員の独立性を害する可能性のあるものをすべて回避する義務を負います。

この義務は、特に、コンサルタント業務の提供、雇用の提供に関係があり、雇用契約があるか、委託業務であるかどうかにかかわらず適用され、料金または金銭的報酬とは別の合意事項となります。

3.5 審査員を否認する権利

審査日の確認の前段階においては、お客様は正当な理由があれば DQS の提案した審査員を調査し、否認する権利を有しています。正当な理由というのは、例えば公平さが脅かされる場合などです。

もし適切な認証のルールが適用される場合、DQS は、否認された審査員の後継候補者を選定します。

3.6 秘密保持及び情報セキュリティ

DQS がお客様に対して提供した文書は、認証マーク および DQS の認証シンボルを含み、著作権により保護されています。お客様は、DQS が審査のために提供し または 利用できるようにしたすべての文書が DQS の所有物であること、及びお客様の内部的な必要性にのみ使用することができ、第三者に提供せず、本規程又は書面により合意された目的以外の目的では使用しないことを特に認めることとします。お客様は、本規程の中で明らかにされた情報並びに DQS に関して知り得た事柄、従業員及び審査員に関するすべての知識・情報について、厳格な秘密保持を維持する義務を負います。この義務は、契約終了後も適用されます。同様に、お客様は、代理人及び補充人員に代わってこの義務を受け入れるものとしします。お客様は、審査報告書を全体としてのみ転送することは認められていますが、抜粋転送することは認められません。

3.7 登録証およびマークを使用する権利

有効な DQS の登録証があれば、お客様は、DQS の Web サイトにて発行されている関係ルールに従い、登録証や認証マークと場合によっては、認定マークを広告宣伝のために使用する権利を有します。

著作権で保護されている DQS 認証済マネジメントシステムマーク®、UL Registered Firm マーク®及びその他の認証マーク（以下「認証マーク」という）は、お客様の認証を受けたマネジメントシステム、プロセスまたは商品のパフォーマンスに対してお客様の客先の信頼度を上げることができます。

これらのマークは、社用便箋やパンフレット、インターネット、展示会において、車両や広告に繰り返し掲示できます。認証マークは、認証を受けた組織及びそのマネジメントシステムに直接関係づけられます。登録証及び認証マークの使用は、適用範囲及び登録証の有効期限内に限られおり、製品や製品の包装に使用することはできません。また、製品の適合性を示すように解釈されるような方法で使用することもできません。

3.8 クレーム

DQS のお客様は、妥当な期待及び要件がすべて満たされる方法により、合意された適用範囲内で履行されるサービスを受ける権利を有しています。これが履行されない場合は、お客様は、当該 DQS グループ会社に対し苦情を申し立てることができます。DQS は、分析及び改善のために必要な情報をお客様に要請します。

3.9 異議申し立て

特定の認証決定に対してお客様が同意できない部分がある場合は、お客様は書面での意義申立を提出し、その決定に関して再考を願い出ることができます。審査の実施や最初の決定に関わりがなく、公平な該当する審査登録機関 DQS の別のレビューが、不服申し立てに対して最終的な決定をします。審査登録機関 DQS の経営層は、異議申し立て中の状態について、常に報告を受けるものとします。

4 DQS の権利義務

4.1 マネジメントシステムの審査

DQS は、定期的な審査（通常半年または1年に一回）を行うことにより、認証を受けたお客様のマネジメントシステム、プロセスまたは商品の適合性と有効性を確認します。この審査のために、DQS は、お客様の施設にアクセスする権利を有するものとします。予定している審査訪問の範囲内において、オペレーションの観察をし、プロセス、製品、サービスを検査し、従業員や会社代表へのインタビューを行い、文書や記録のレビューをしたりもしますし、認証決定をするための客観的な証拠が十分に確保できるようにするために、その他の審査手法により情報を集める事もあります。DQS は、認証を与えたマネジメントシステム、プロセスまたは商品の適合性又は有効性について異議を唱える第三者から情報を受領した場合、お客様との相談をしたのちに、追加で通常の形式とは異なる審査を実施することができるものとします。法律上の規制の範囲においては、DQS は、追加かつ予告無しでの審査を随時実施することができるものとします。

4.2 認定及び認証

審査登録機関 DQS は、多様な規格及び仕様に従って審査報告書及び登録証を発行するため、種々の認定団体および 政府系、非政府系機関、またはプログラム所有者により認定されています。それには認定団体の従業員または 補助人員が審査に参加することを認める義務が含まれます。該当する認定団体と認証のルールに従い、

DQS は先に述べた個人が、本規程に定める秘密保持要件に従った DQS の文書と、お客様に関するデータの両方にアクセスすることを認めます。さらに、個々の規格又は仕様に表示的に要求があった場合は、お客様関連のデータ及び審査結果は、要求のあった認定団体に送付いたします。本規程（**審査・認証規程**）の受諾により、お客様は、上記全てを含む認定団体要求事項（現在の版では、ISO/IEC17021-1 または ISO/IEC17065 など）について同意したものとします。

審査登録機関 DQS は、認証の決定を除き、サービスの全部または一部の提供を他の DQS オフィス、代理業者、または 下請け業者に委任する権利を有します。お客様のローカルの DQS パートナー以外の審査登録機関 DQS によって登録証が発行される場合は常に、ここでのすべての関連する権利と義務は、審査登録機関 DQS とローカルのサービス提供者に等しく適用されます。

4.3 審査員の選定

能力のある審査員の選定は、DQS の責任です。DQS は、技術的な資格認定、経験、個人的な仕事の能力により資格認定された審査員のみを起用することに同意します。審査員は、要求される規格又は仕様について承認された審査員で、マネジメントと審査のみならず、お客様の作業分野に関して適切な経験を有する者です。多くの場合、DQS は二人以上の審査員からなる審査チームを編成し、特定の審査および認証プロセスを行います。

お客様からのご要望があれば、DQS は選抜した審査員の略歴を提示します。

当該審査員が、審査前あるいは審査中に審査に従事できなくなった場合、DQS は、可能な範囲で代替りの審査員を選定します。

4.4 審査のスケジュールリング

DQS は、お客様のマネジメントシステム、プロセスまたは商品の審査の日程を決める権利と義務を有します。

審査は、該当要求事項で指定された範囲内の日程で、双方の便宜を考慮してスケジュールを決めなければなりません。審査日程は、書面により合意されなければなりません。一旦確認された後は審査日程には拘束力が生じます。個別の審査契約により、一度取り決めた審査のキャンセルまたは延期の場合の料金を取り決めることとします。規格によりますが、認証登録の審査には通知なしの審査（完全な抜き打ちの場合と直前の通知の場合がある）が含まれる事があります。もし、通知なしの審査がお客様の都合で実施できない場合は、お客様には立ち入り拒否に対する責任が生じ、通知なしの審査の準備にかかった費用を DQS はお客様宛に請求することもあります。認証登録を受けたサイトは、通知なしの審査の場合でも、審査員が確実に入れるように必要なステップを踏まなければいけません。

4.5 報告書と登録証の発行

DQS は、審査報告書と DQS 登録証（ここでは「登録証」と呼びます）を発行し、お客様がすべての認証要件と契約上の義務を履行したときに、それをお客様に届けるものとします。認証の決定は、審査報告書に記録または参照された発行に関する審査員の推奨事項とすべての審査結果に基づいて、審査登録機関 DQS の単独の責任において行われます。報告書に記載されている推奨事項は、審査登録機関 DQS を拘束するものではありません。

報告書と登録証は DQS の所有物であり、DQS はこの規程に従い使用する権利を、お客様に与えます。

DQS の登録証は、発行日から一定期間有効であり、通常は最大 3 年間です。

4.6 秘密保持及びデータ保護

DQSがお客様の敷地内で活動する中で提供されたお客様と従業員の機密情報と個人データ(例えば、条項4のGDPRおよびその他の該当する法的要件など)のうち、公開されていないものすべてについて、その情報がお客様の内部事項に関するのか又は事業関係に関するものであるか否かを問わず、DQSは、その機密を保護することを堅く約束致します。これは、審査の口頭又は書面による結果にも適用されます。法的に要求される場合、または本規程において別段の定めがある場合を除き、DQSは、お客様の書面による許諾がある場合にのみ、第三者に対して秘密情報を開示します。これは契約の終了後も適用する義務を負うものとします。セクター認証登録のスキームでは、審査の一部とお客様のデータは、スキームオーナー(自動車、航空機、食品などのスキーム)によって提供される適用範囲によって取り扱われるもので、これに関しては、お客様は同意をするものとします。関連する認定機関または法律によって別途要求がない限り、DQSは、審査および認証に関連するアーカイブ記録を、認証サイクルで最低2回分(通常は6年間)保持します。適用される国内または国際的な法的要件(GDPRなど)を完全に考慮します。最低限アーカイブ保存するとした期間の終了時に、お客様からの指示がない限りは、DQSは独自裁量で資料を保持または廃棄します。お客様からの特別な指示を実行する場合には、お客様に料金を請求します。

4.7 公表

DQSは、認証を現在保有するすべてのお客様の登録証を維持及び公表する権利を有します。この公表には、認証を受けた組織の名称、住所、範囲及び関係する基準/規格ならびに認証の状況が含まれます。お客様は、かかる情報の本規程に基づく公表に同意するものとします。お客様は、本契約に基づく上記の情報の公開に加えて、国の当局、認定機関、またはプログラム所有者が管理する国内および国際データベース(強制)への同じデータの公開にも同意します。これに加えて、受注処理の一環として、顧客データはスキームオーナーの外部データベースに保存され、処理されます。データベースの中の顧客データとしてお客様の情報を加える申し出を受け入れる事に同意します。そのデータベース上の顧客データは、第三者がアクセスし閲覧することがあります。

4.8 電子的通信手段

これまで述べてきたことにかかわらず、お客様は、DQSがインターネットまたは公衆ネットワークを通じて、機密情報及びその他の情報をお客様が提供する電子メールアドレスまたはその他の場所に安全に送信することを承認するものとします。お客様は、DQSが安全な送信を確保するためにあらゆる合理的な手段を講じるものの、DQSがかかる送信の絶対的なプライバシー及び機密性を保証することはできないことを認識するものとします。お客様は、DQSがインターネットまたはその他の公衆ネットワーク経由で機密情報を安全に送信することは、本審査及び認証規定に基づく秘密保持義務の違反するものではなく、また、DQSがかかる送信に起因する損害について責任を負わないことに同意する。ただし、かかる機密情報は、DQSが自社の機密情報を取り扱うのと同程度の注意をもって取り扱われることを条件とする。お客様はDQSのウェブサイトリンクを張る場合、次の条件に同意するものとします。(i) DQSのウェブサイトに含まれる情報はDQSに帰属すること、(ii) リンク先のウェブサイトは、フレーム、ブラウザウィンドウ、または第三者のコンテンツを課すことなく、DQSが掲載するDQSのウェブサイト直接ユーザーを移動させること、(iii) リンク先のウェブサイトは、お客様またはその製品またはサービスがDQSに推奨されていると表明または示唆しないことに同意すること。

5 登録証と認証マーク

5.1 発行と認証マークの使用

審査登録機関 DQS は、お客様のマネジメントシステム、プロセスまたは商品が適用される国内外の規格および認められた産業セクター固有あるいは顧客固有の要求事項に適合し、すべての要求事項が満たされていることを審査でお客様が実証した場合、登録証を発行します。お客様は、この登録証及び関連する認証マークを使って、ビジネスパートナーとの信頼関係を増進させることができます。

登録証の発行に際しては、継続的な審査を行うことによって、そのマネジメントシステム、プロセスまたは商品が継続的に維持されていることを確認します。登録証の発行と維持は、審査の実施、認証契約の締結と、お客様によるその契約条件の継続的な遵守を条件としています。

お客様は、そのマネジメントシステム、プロセス、商品又はサービスが、規制又は適用される要求事項を遵守していないとの報告がなされた場合に、その事実を確認するにあたり、報告された不適合に関してお客様が得ている情報を共有することを含め、DQS と協力することに同意し、また、必要な是正措置を取り、かつ DQS に対し報告することに同意するものとします。

お客様は、DQS が行った継続審査などの監視サービス及び特別審査は、お客様がそのマネジメントシステム、プロセスまたは商品の規制及び適用される要求事項への一致を判断するに当たり、行使する措置の審査としてのみ利用されるように設計されていることに同意し、かつ、お客様は決して、登録証の範囲内において、そのマネジメントシステム、プロセス、商品又はサービスに対する責任を免れることがないことに同意するものとします。

登録証及び認証マークは、承継人その他の組織に移転することはできません。認証期間が満了し、又は認証が停止、撤回もしくは取り消された後は、お客様は、販売促進その他のための登録証および認証マークの使用を中止しなければなりません。お客様は、撤回 または 取り消しの後、発行した登録証の現物を返還することに同意するものとします。留置権は明確に排除されるものとします。

5.2 登録証の不発行

審査登録機関 DQS は、審査（初回／更新審査）に従って、選択した規格、仕様、契約などの全ての要件が充足された場合にのみ、登録証を発行することができるものとします。要件が充足されない場合には、審査員が不適合報告書に不十分な点を文書化し、かつ／または、その他の方法で制約を特定します。これは登録証を発行するために遵守されるものとします。

すべての不適合又は制限事項は、DQS の登録証が発行される前に除去されなければなりません。必要があれば、DQS は、審査の全部又は一部を再度行います。追加の審査や特別審査の後にも、不適合が除去されず、又は、登録証付与の前提条件が満たされない場合、認証手続きは、登録証を発行しない報告書の発行により終了するものとします。

5.3 認証の一時停止、取消及び失効

5.3.1 一時停止

審査登録機関 DQS に対する契約上又は財務上の義務に違反した場合（以下を限定的に含みます）、お客様の認証を一時的に停止する権利を有します。

- ・ 是正処置が、合意された時間枠の範囲内で実証可能な形で、かつ有効的に実施されていない場合。
- ・ 認証の維持に必要な審査のために DQS が提案する審査スケジュールが遵守されず、かつ、そのために前回の審

査の実施以降に適切な審査頻度で審査ができなかった場合。

- ・ DQS が、計画されたマネジメントシステムの変更、または特別な事件や商品のリコール（3.3 を参照のこと）または、その他の変更などで、審査の基礎となる規格や仕様への適合性に影響を与える変更について、タイムリーに知らされない場合。
- ・ DQS に事前に通知なく、認証サイトや設備の移転があった場合。
- ・ DQS の登録証又は認証シンボルが、誤解を招くような、又は不正な方法により使用された場合。
- ・ 審査および認証に対しての期日を過ぎた支払いが、少なくとも一度は書面で督促されたにもかかわらず、なされなかった場合。

認証登録の決定の後知ることになった重大な認証ルール違反があった場合や、不測の事態の場合（6.6 を参照のこと）、審査登録機関 DQS は登録証を一時停止する権利も有します。

DQS は、お客様に対し、予定する一時停止を書面により通知するものとします。予定される一時停止の原因が 2 週間以内に除去されない場合、DQS は、お客様に対し、登録証の一時停止を、その理由及び当該認証の復活に必要な是正措置を記載して、書面により通知するものとします。

登録証は、限定された期間（通常は最大で 90 日間）停止されます。要求された措置が、設定された期限までに実証可能な形で、かつ有効的に実施された場合、登録証の一時停止は解除されます。要求された措置が設定された期限内に実施されない場合、DQS は、以下に記載の方法により登録証を取消することができるものとします。

5.3.2 取消

審査登録機関 DQS は、次の場合、書面によりお客様に対して通知することにより、登録証を取消し、または それを無効であると宣言する権利を有します。

- ・ 登録証の一時停止期間を過ぎた場合。
- ・ マネジメントシステム、プロセスまたは商品がその基礎とする規格又は仕様への適合性が確実ではない、または お客様が不適合の除去を望まない、もしくは除去できない場合。
- ・ お客様が、登録証の一時停止後に販売促進のために登録証の使用を継続している場合。
- ・ お客様が、審査登録機関 DQS 又は DQS の評判を低下させるような方法で認証を使用している場合。
- ・ 登録証の発行に至る前提条件が適用されなくなった場合。
- ・ お客様が任意または強制により破産申請を行う場合。
- ・ お客様が DQS との契約関係を実効的に終了させる場合。

5.3.3 失効

審査登録機関 DQS は、次に掲げる場合、登録証を失効とし、又は過去に遡及して無効であると宣言することができるものとします。

- ・ 後日、登録証の発行に必要とされる前提条件が、実際には履行されていなかったことが判明した場合。
- ・ お客様が認証手続を台無しにする行為を行ったため、審査結果の客観性、中立性又は独立性が、DQS が判断して、疑わしいものである場合。

6 その他

6.1 パートナーシップや代理店関係を持たないこと

両当事者は、DQS が独立した契約者としてお客様にサービスを提供することであり、その契約は、DQS とお客様

の間でのパートナーシップ、代理店関係、雇用関係、受託者関係を生むものではないことを認識するものとします。DQS がお客様や第三者の代理となることはなく、彼らの責務から解放することはありませんし、お客様の第三者に対する義務や第三者の顧客に対する義務の履行を、引き受けたり、短縮したり、破棄したり、請け負ったりしないことを、お客様は認識するものとします。

6.2 責務と賠償金の限度

同様のサービスの評判の良い提供者として適切に期待されるよう、DQS はスキルを訓練し、細心の注意を払い、きちんとしたサービスの提供に取り組んでおりますので、証明できる過失による損害があった場合にのみ、弊社の責任を負うものとします。

死亡や人身傷害、詐欺に対して、もしくは DQS の過失に起因するその他の問題について、お客様に対する DQS の責任をこの規程から除外または制限したりする事は一切ありませんし、その責任を除外したり、限定したりすることは違法となります。

特別の定めのないかぎり、損失や損害、あらゆる性質の費用の請求に関してのお客様に対する DQS の総責任額は限定的であり、一度のイベントまた一連の関連するイベントの連続に対して、契約上で DQS に支払う料金の倍に相当する金額を限度とします。

DQS は、損失や損害、費用に対する返還請求に関して、クレームの原因となる DQS によるサービスの業務提供が行われてから一年以内、もしくは申し立てを受けている不履行のイベントに対しては、そのサービスの提供が完了していたはずの日から一年位内に仲裁手続が始められない限り、その責任は負わないものとします。

6.3 譲渡禁止

明らかに異なる方法で規定されているか、当事者間の書面での同意がない限り、契約は当事者個人のものであり、いずれの当事者も、契約上の権利と義務の一部または全てを譲渡する、移管する、義務を負わせる、抵当に入れる、下請けに出す、手段を問わず取引する、などはできません。各当事者は、他者の利益のためではなく、自分自身のために行動していることを認識するものとします。

上記に関わらず、DQS は、契約に基づく権利と義務の一部、もしくは全てを、DQS の関連会社やパートナー企業、また その代理人に、譲渡、移管、下請けに出すことがあります。

6.4 倫理規定と贈収賄と汚職行為禁止の方針

DQS では倫理規定に則った原則に基づき、厳密に事業を行っています。この倫理規定には、贈収賄禁止と汚職防止の方針も含んでいます。DQS の倫理規定は、DQS のウェブサイトでご覧いただけます。

DQS の従業員、代理人その他の代表者は、賄賂だと捉えられる可能性のある金銭や贈答品の授受、汚職行為と解釈される取り決めの締結を禁じられています。DQS は契約上のポリシーと手順の全期間を通じて維持、先に述べたコンプライアンスを確実にしながら適切に業務を実施します。

6.5 部分的な認証無効

この規程の条項に一箇所または複数の違法な部分がある場合や、執行不能な部分あった場合、残りの条項の有効性、合法性、実行可能性には、それによって影響を受けたり、損なわれたりすることはありません。

6.6 不測の事態

DQS もお客様もこの規程に違反することはなく、その過失や遅延が影響を受ける当事者の合理的なコントロールの範疇を超えた出来事（以下を含むが限定するものではない）、例えば、戦争や、武力衝突、テロリストの襲撃、内戦、暴動、毒性危険物、伝染病の流行、疫病、自然災害、異常気象、火災、火山噴火、ユーティリティサービスの不具合、ストライキ、インフラの停止、交通機関の遅れなどの他に、上述の事項に続いて発生するあらゆる公的な制限や、不測の事態に起因する場合、本契約に基づく業務の過失または遅延について責任を負わないものとします。不測の事態が発生した場合、影響を受ける側がもう一方に、事態の状況と推測できる期間を可及的速やかに相手方に通知するものとします。不測の事態が 90 日を超えて続く場合、いずれの当事者も直ちに契約を終了する権利を有するものとします。

7. 紛争

特に別段の合意がない限りは、これらの規程に起因するまたは関連して発生するすべての紛争は、審査登録機関 DQS の所在国の法律に準拠し、国際商工会議所の仲裁規則に基づいて、この規則に従って任命された 1 人以上の仲裁人によって最終的に解決されるものとします。仲裁はパリ（フランス）で行われ、ドイツ語または英語で行われます。

8. 追加のプログラム要求事項

一部のセクター固有のマネジメントシステムまたは商品認証そして審査サービスに対して、追加の必須プログラム要求事項が適用されることがありますが、限定されるモノではありません。その「プログラム要求事項」は、<https://dqsglobal.com/intl/> にて入手可能です。

自動車セクター:	自動車附属書 Annex Automotive
航空関連セクター:	航空関連附属書 Annex Aerospace
DQS GmbH - 鉄道セクター:	IRIS附属書 Annex IRIS
DQS Inc. - 通信セクター	TL9000の附属書 Annex TL9000
DQS 医療機器プログラム:	DQSの医療機器審査と登録認証の規程とその附属書
DQS CFS プログラム:	DQS CFS GmbHのマネジメントシステムの審査と製品認証に関する特別条件
中国市場:	中国政府当局（CNCA等）により定義される中国市場での行為の特別条件